

令和5年11月24日招集

第4回狭山市議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	ページ
第70号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
第71号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	3
第72号	狭山市いりそ次世代支援センター条例	5
第73号	狭山市市民交流センター条例の一部を改正する条例	9
第74号	狭山市消費生活センター条例の一部を改正する条例	11
第75号	狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	13
第76号	狭山市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	17
第77号	狭山市消防団条例の一部を改正する条例	19
第78号	狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	21
第79号	狭山市市民健康文化センターの指定管理者の指定について	23
第80号	狭山市社会福社会館の指定管理者の指定について	25
第81号	狭山市立祇園保育所の指定管理者の指定について	27
第82号	狭山市立狭山台児童館の指定管理者の指定について	29
第83号	狭山市立広瀬児童館及び狭山市立広瀬小学童保育室分室の指定管理者の指定について	31
第84号	狭山市立入曽児童館の指定管理者の指定について	33
第85号	狭山市立老人福祉センターの指定管理者の指定について	35
第86号	令和5年度狭山市一般会計補正予算（第6号）	37
第87号	令和5年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第2号）	39
第88号	市道路線の認定について	41
第89号	市道路線の廃止について	43
第90号	市道路線の認定について	45
第91号	市道路線の認定について	47
第92号	市道路線の廃止について	49
第93号	市道路線の認定について	51
第94号	市道路線の廃止について	53
第95号	市道路線の認定について	55
第96号	市道路線の廃止について	57
第97号	市道路線の認定について	59

議案第70号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 山 田 典 子
生年月日 (略)

令和5年11月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

人権擁護委員山田典子氏は、令和6年3月31日をもって任期満了となるが、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 7 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 入 子 福 司
生年月日 (略)

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

人権擁護委員入子福司氏は、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるが、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 7 2 号

狭山市いりそ次世代支援センター条例

条例別紙のとおり

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

次世代を担うこども及びその保護者を支援することを目的とする狭山市いりそ次世代支援センターに関し、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市いりそ次世代支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、次世代を担う子ども及びその保護者を支援することを目的とした複合施設である狭山市いりそ次世代支援センターに関し必要な事項を定めるものとする。

(構成施設)

第2条 狭山市いりそ次世代支援センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 狭山市立入曽保育所
- (2) 狭山市立入曽児童館
- (3) 狭山市いりそ次世代支援センター公共広場（以下「公共広場」という。）

(狭山市立入曽保育所)

第3条 狭山市立入曽保育所については、狭山市立保育所条例（昭和55年条例第38号）の定めるところによる。

(狭山市立入曽児童館)

第4条 狭山市立入曽児童館については、狭山市立児童館条例（昭和51年条例第19号）の定めるところによる。

(公共広場の設置)

第5条 次世代を担う子ども及びその保護者と多世代の地域住民との交流並びに子育てに関する地域コミュニティの醸成を図るため、公共広場を狭山市大字南入曽428番地13に設置する。

(公共広場における行為の禁止)

第6条 公共広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市が公共広場の設置の目的を達成するために必要な事業を主催し、又は共催するため、公共広場の全部又は一部を利用するときその他公益上やむを得ない必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 公共広場の設備を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (4) ごみその他の汚物を捨てること。
- (5) 大声又は騒音を発する行為をすること。
- (6) 花火、たき火等火気を使用すること。
- (7) 喫煙をすること。

- (8) 自動車又は原動機付自転車を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) 寝泊りすること。
- (10) 展覧会、演奏会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
- (11) 興行を行うこと。
- (12) 物品の販売、飲食物の提供又は広告類の配布をすること。
- (13) 募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、公共広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

2 市長は、前項各号の行為をしたと認められる者に対し、当該行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

(公共広場の利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めて公共広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 市が公共広場の設置の目的を達成するために必要な事業を主催し、又は共催するとき。
- (2) 公益上やむを得ない必要があると認めるとき。
- (3) 公共広場の管理上必要があると認めるとき。

(公共広場の利用に係る損害賠償)

第8条 公共広場の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に、公共広場の設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案第73号

狭山市市民交流センター条例の一部を改正する条例

狭山市市民交流センター条例（平成23年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第21条中「12月29日から翌年の1月3日までの」を「次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第19条各号（第6号を除く。）に掲げる業務 次に掲げる日

ア 毎月の第3日曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 第19条第6号に掲げる業務 12月29日から翌年の1月3日までの日

第22条中「午前8時から午後8時まで」を「次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める時間」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第19条各号（第6号を除く。）に掲げる業務 午前8時から午後6時まで

(2) 第19条第6号に掲げる業務 午前8時から午後8時まで

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年11月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

総合子育て支援センターの休業日及び利用時間に係る規定について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 7 4 号

狭山市消費生活センター条例の一部を改正する条例

狭山市消費生活センター条例（平成 2 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（消費生活相談員）

第 5 条 センターに、消費生活相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1）法第 1 0 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 2 6 年法律第 7 1 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）

（2）前号に掲げる者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者

3 相談員のうち 1 人以上は、前項第 1 号に掲げる者とする。

第 6 条（見出しを含む。）中「消費生活相談員」を「相談員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

消費生活センターに配置する消費生活相談員の人員を確保するため、消費生活相談員の要件に係る規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第75号

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.49」を「100分の6.79」に改め、同条第2項中「100分の2.43」を「100分の2.72」に改める。

第4条中「100分の20」を「100分の10」に改める。

第5条第1項中「1万6,700円」を「2万2,700円」に改め、同条第2項中「1万700円」を「1万5,900円」に改める。

第5条の2第1号中「1万円」を「5,000円」に改め、同条第2号中「5,000円」を「2,500円」に改め、同条第3号中「7,500円」を「3,750円」に改める。

第6条中「100分の2.69」を「100分の2.36」に改める。

第7条中「1万2,700円」を「1万7,100円」に改める。

第19条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「1万1,690円」を「1万5,890円」に改め、同号イ（ア）中「7,000円」を「3,500円」に改め、同号イ（イ）中「3,500円」を「1,750円」に改め、同号イ（ウ）中「5,250円」を「2,625円」に改め、同号ウ中「7,490円」を「1万1,130円」に改め、同号エ中「8,890円」を「1万1,970円」に改め、同項第2号ア中「8,350円」を「1万1,350円」に改め、同号イ（ア）中「5,000円」を「2,500円」に改め、同号イ（イ）中「2,500円」を「1,250円」に改め、同号イ（ウ）中「3,750円」を「1,875円」に改め、同号ウ中「5,350円」を「7,950円」に改め、同号エ中「6,350円」を「8,550円」に改め、同項第3号ア中「3,340円」を「4,540円」に改め、同号イ（ア）中「2,000円」を「1,000円」に改め、同号イ（イ）中「1,000円」を「500円」に改め、同号イ（ウ）中「1,500円」を「750円」に改め、同号ウ中「2,140円」を「3,180円」に改め、同号エ中「2,540円」を「3,420円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,505円」を「3,405円」に改め、同号イ中「4,175円」を「5,675円」に改め、同号ウ中「6,680円」を

「9,080円」に改め、同号エ中「8,350円」を「1万1,350円」に改め、同項第2号ア中「1,605円」を「2,385円」に改め、同号イ中「2,675円」を「3,975円」に改め、同号ウ中「4,280円」を「6,360円」に改め、同号エ中「5,350円」を「7,950円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条第1項及び第3項の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。第20条の3第1項第3号及び第2項第1号において同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条第1項の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条第2項及び第3項の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条第2項の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者

につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該
出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第19条の2中「第20条の2」を「第20条の2第1項」に改める。

第20条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する
書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをい
う。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第20条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合に
は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- （1）納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- （2）出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- （3）出産の予定日
- （4）単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- （5）その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければ
ならない。

- （1）出産の予定日を明らかにすることができる書類
- （2）多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- （3）出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うこと
ができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げ
る事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することが
できる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第4項中「第19条第1項」を「第19条」に、「同項」を「同条第1項」に
改める。

附則第5項、第6項、第8項から第11項まで、第14項及び第15項中「第19
条第1項の」を「第19条の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第19条の2、第20条の2第2項及び附則の改正規定 公布の日
 - (2) 第19条に1項を加える改正規定及び第20条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第3項の規定 令和6年1月1日
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の狭山市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第19条第3項及び第20条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年11月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国民健康保険の安定した財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改定するとともに、地方税法等の改正に伴い、産前産後期間の国民健康保険税の軽減措置を設ける等所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 76 号

狭山市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

狭山市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 27 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表備考中「ホテル営業及び同条第 3 項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 77 号

狭山市消防団条例の一部を改正する条例

狭山市消防団条例（昭和 30 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（種類）

第 5 条の 2 団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員を除く全ての団員とする。

3 機能別団員は、市長が定める特定の職務に従事する団員とする。

第 15 条第 1 項中「団員の報酬は、」を「基本団員の報酬は」に改め、「出動報酬」の次に「とし、機能別団員の報酬は出動報酬」を加え、同条第 2 項各号列記以外の部分中「団員」を「基本団員」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

消防団に機能別団員制度を導入するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 78 号

狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例

狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「非常勤の者」の次に「（狭山市消防団条例（昭和 30 年条例第 8 号）第 5 条の 2 第 3 項に規定する機能別団員を除く。以下「非常勤消防団員」という。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

消防団に機能別団員制度を導入することに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第79号

狭山市市民健康文化センターの指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市市民健康文化センター

2 指定管理者として指定するもの

狭山ネクストジェネレーション共同事業体

代表者 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 健 太

構成員 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号

太平ビルサービス株式会社

代表取締役 狩 野 伸 彌

東京都千代田区丸の内2丁目7番3号

アズビル株式会社

代表執行役社長 山 本 清 博

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市市民健康文化センターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 80 号

狭山市社会福社会館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市社会福社会館

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県狭山市入間川 2 丁目 4 番 13 号

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

会長 梅 田 実

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 11 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市社会福社会館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 8 1 号

狭山市立祇園保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立祇園保育所

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘 6 丁目 2 8 3 5 番地 2

社会福祉法人桑の実会

理事長 濱 野 賢 一

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立祇園保育所の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 8 2 号

狭山市立狭山台児童館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立狭山台児童館

2 指定管理者として指定するもの

東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山 田 智 治

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立狭山台児童館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 83 号

狭山市立広瀬児童館及び狭山市立広瀬小学童保育室分室の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立広瀬児童館

狭山市立広瀬小学童保育室分室

2 指定管理者として指定するもの

東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山 田 智 治

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 11 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立広瀬児童館及び狭山市立広瀬小学童保育室分室の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 8 4 号

狭山市立入曽児童館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立入曽児童館

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県川口市栄町 1 丁目 4 番 1 6 号

株式会社コマーム

代表取締役社長 小 松 秀 人

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立入曽児童館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 85 号

狭山市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立老人福祉センター宝荘

狭山市立老人福祉センター寿荘

狭山市立老人福祉センター不老荘

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県狭山市入間川 2 丁目 4 番 13 号

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

会長 梅 田 実

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 11 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立老人福祉センターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 86 号

令和 5 年度狭山市一般会計補正予算（第 6 号）

補正予算別冊のとおり

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和5年度狭山市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度狭山市一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ532,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,133,371千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
16 国庫支出金	
	2 国庫補助金
17 県支出金	
	2 県補助金
19 寄附金	
	1 寄附金
20 繰入金	
	2 基金繰入金
22 諸収入	
	6 雑入
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,014,684	5,827	9,020,511
2,451,050	5,827	2,456,877
3,583,175	9,262	3,592,437
726,832	9,262	736,094
130,000	40,000	170,000
130,000	40,000	170,000
3,498,229	476,711	3,974,940
3,245,020	476,711	3,721,731
1,282,794	1,080	1,283,874
697,574	1,080	698,654
53,600,491	532,880	54,133,371

歳 出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
	4 選挙費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
8 土木費	
	3 都市計画費
10 教育費	
	1 教育総務費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
314,713	0	314,713
314,713	0	314,713
8,002,902	2,079	8,004,981
6,730,539	66,110	6,796,649
391,552	△7,031	384,521
264,503	△57,000	207,503
23,907,044	469,608	24,376,652
11,139,160	336,956	11,476,116
10,549,671	83,491	10,633,162
2,211,171	49,161	2,260,332
4,774,567	21,432	4,795,999
2,718,556	21,432	2,739,988
4,320,539	39,761	4,360,300
3,077,502	39,761	3,117,263
4,953,157	0	4,953,157
791,939	0	791,939
53,600,491	532,880	54,133,371

議案第 87 号

令和 5 年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

補正予算別冊のとおり

令和 5 年 11 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和5年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,357千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,130,826千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
4 支払基金交付金	
	1 支払基金交付金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,262,135	9,357	3,271,492
3,262,135	9,357	3,271,492
13,121,469	9,357	13,130,826

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
2 保険給付費	
	5 市町村特別給付費
4 基金積立金	
	1 基金積立金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
171,962	5,802	177,764
41,049	5,802	46,851
11,966,631	2,000	11,968,631
51,000	2,000	53,000
401,689	1,555	403,244
401,689	1,555	403,244
13,121,469	9,357	13,130,826

議案第 88 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
A 第 1 0 2 3 号線	狭山市入間川三丁目 3 6 3 2 番 1 地先	
	狭山市入間川三丁目 3 6 2 3 番 8 地先	
A 第 1 0 2 4 号線	狭山市入間川三丁目 3 6 3 5 番 4 地先	
	狭山市入間川三丁目 3 6 4 4 番地先	

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

道路改良された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第 89 号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
A 第 8 1 3 号 線	狭山市入間川三丁目 3 6 2 3 番 8 地先	
	狭山市入間川三丁目 3 6 4 4 番地先	
A 第 8 1 4 号 線	狭山市入間川三丁目 3 6 3 2 番 1 地先	
	狭山市入間川三丁目 3 6 3 2 番 1 地先	

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

道路改良された市道の認定に伴い、重複した市道の路線を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第 90 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
A 第 1 0 2 5 号線	狭山市中央二丁目 1 1 7 8 番 5 地先	
	狭山市中央二丁目 1 1 7 8 番 1 0 地先	

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

開発行為により新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第 9 1 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
B 第 7 4 4 号 線	狭山市大字南入曽字西ノ前原 8 8 4 番 1 地先	
	狭山市大字南入曽字西ノ前原 8 8 2 番 1 地先	

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

開発行為により新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第 9 2 号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
B 第 3 1 1 号 線	狭山市大字南入曽字西ノ前原 8 8 2 番 1 地先	
	狭山市大字南入曽字西ノ前原 8 8 4 番 1 地先	

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

開発行為により機能が補償された市道の路線を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第 93 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
C 第 1 1 9 9 号線	狭山市大字東三ツ木字南台 1 5 3 番 6 地先	
	狭山市大字東三ツ木字南台 1 5 3 番 1 3 地先	

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

開発行為により新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第94号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
E第489号線	狭山市柏原字元水久保2008番5地先	
	狭山市柏原字元水久保2008番20地先	

令和5年11月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

法人からの道路敷地買取申請により市道の路線を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第 9 5 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
E 第 8 3 2 号 線	狭山市柏原字元水久保 2 0 0 8 番 2 0 地先	
	狭山市柏原字元水久保 2 0 0 5 番 8 地先	

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

法人からの道路敷地買取申請による市道の廃止に伴い、改めて路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第 96 号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
F 第 3 1 7 号 線	狭山市大字上広瀬字上ノ原 1 4 0 4 番 1 地先	
	狭山市大字上広瀬字西中原 1 0 4 4 番地先	
F 第 1 2 1 5 号 線	狭山市大字上広瀬字西原 1 2 9 9 番 1 地先	
	狭山市大字上広瀬字上ノ原 1 3 5 5 番地先	

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

都市計画道路笹井柏原線の供用開始により分断され、及び重複した路線を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第 97 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
F 第 1 2 6 2 号線	狭山市大字上広瀬字上ノ原 1 4 0 4 番 1 地先	
	狭山市大字上広瀬字上ノ原 1 3 1 6 番 1 地先	
F 第 1 2 6 3 号線	狭山市大字上広瀬字西中原 1 0 3 4 番 1 地先	
	狭山市大字上広瀬字西中原 1 0 4 4 番 1 地先	

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

都市計画道路笹井柏原線の供用開始により分断された路線を改めて市道に認定したいので、この案を提出するものである。